

阪南市民病院
指定管理者募集要項

令和6年10月

阪 南 市

目 次

1 指定管理者募集の目的	1
2 市民病院の役割	1
3 現在の市民病院の概要	1
4 これまでの実績	3
5 指定期間	3
6 指定管理者が行う管理の基準	3
7 指定管理者が行う業務	5
8 医療事故等への対応	8
9 市と指定管理者との責任・リスクの分担	9
10 指定管理業務に関する経費	10
11 事業実施状況のモニタリング等	11
12 申請に係る基本的な事項	11
13 申請資格	11
14 実施日程	12
15 現地説明会	13
16 質疑及び回答	13
17 申請書類の受付	14
18 審査・選定及び候補者決定	16
19 指定管理者の指定及び協定書の締結	18
20 その他留意事項	18
21 指定の議決後に業務の実施が困難になった場合における措置	19
22 指定期間終了前の指定の取り消し	19
23 事務・事業の引継ぎ	19
24 担当部署・問合せ先	19

1 指定管理者募集の目的

阪南市民病院（以下「市民病院」という。）は平成23年（2011年）4月1日に指定管理者制度を導入し、社会医療法人生長会が指定管理者として病院運営を行っておりますが、令和7年度（2025年度）末に指定管理期間が満了を迎えます。

指定管理期間の満了後も、市民病院が泉州南部地域の中核病院として地域医療を守り、将来にわたり市民に対して安定的かつ継続的に良質な医療を提供できるように、民間が有する医療資源を活用するとともに、その柔軟かつ効率的な運営ノウハウを活かした管理運営を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び阪南市民病院事業の設置等に関する条例（昭和47年阪南町条例第73号、以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり、令和8年度（2026年度）以降の指定管理者の募集を行います。

2 市民病院の役割

本市の人口は、本格的な少子高齢化社会の到来により、2002年の6万人をピークに年々減少しています。

2024年の人口は50,446人、高齢者人口は17,521人、高齢化率は34.7%でしたが、2045年の将来人口は33,443人、高齢者人口は15,549人、高齢化率は46.5%になると見込んでいます。これまで増加傾向にあった高齢者人口は、2023年から減少に転じるとともに、前期高齢者を後期高齢者が上回っています。

後期高齢者は、要介護状態や認知症になるリスクが高いため、早い段階から健康増進に取り組むとともに、介護予防や認知症対策などを進めていく必要があります。また、急性期医療を担いつつ、地域の医療機関との役割分担・連携のもと、在宅医療を推進し、急変時の受け入れや在宅復帰に向けた回復期医療の役割が重要となります。加えて、新興感染症や災害に備えた医療体制の整備において、持続可能な医療体制の構築が必要となります。

そのような中、阪南市総合計画では、基本目標に「誰もが、健やかにいきいきと暮らせるまち」を掲げており、「すべての市民が安心して医療を受けることができる」ことをめざしています。その実現のために、市民病院に地域の中核病院として地域の医療機関と連携して、安定的に良質な医療を提供する役割が求められています。

3 現在の市民病院の概要

- (1) 開設者 : 阪南市
- (2) 経営形態 : 指定管理者制度（地方自治法第244条の2第3項に基づく）
- (3) 所在地 : 大阪府阪南市下出17番地
- (4) 施設規模 : 建物本館（平成25年3月竣工）
 - 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
 - 地上7階 1階柱頭免震構造
 - 建築面積 2,549.82㎡
 - 延床面積 14,912.47㎡（内、保育所関連室104.3㎡）
 - 附属建物 52.65㎡
 - 立体駐車場 1,135.17㎡（平成25年10月竣工）
 - 駐輪場 75.10㎡

(5) 施設の構成

区分	主な建物の内容
1階	医療福祉サポートセンター、ボランティア室、警備員室、売店、柱頭免震
2階	総合受付、外来、救急室、放射線室、点滴室、院外処方箋コーナー
3階	外来、リハビリテーション室、外来化学療法室、言語聴覚療法室、内視鏡室、臨床検査室、医療診療部、管理部
4階	手術室、病棟
5階	病棟
6階	病棟
7階	レストラン、会議室、院内保育所

(6) 許可病床数：185床（一般病床）

（病床機能：高度急性期7床、急性期136床、回復期42床）

(7) 診療科目：内科、消化器内科、循環器内科、脳・血管内科、呼吸器内科、糖尿病内科、小児科、消化器外科、外科、整形外科、脳神経外科、腫瘍外科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、リハビリテーション科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、病理診断科、麻酔科、急病救急科、形成外科、歯科口腔外科

(8) 施設認定等：救急告示医療機関、生活保護法指定医療機関、母子保健法指定医療機関、労災保険指定医療機関、児童福祉法育成医療指定機関、乳児健康診査取扱医療機関、原子爆弾被爆者一般疾病指定医療機関、人間ドック実施医療機関、結核指定医療機関、特定疾患治療研究事業指定病院、身体障害者福祉法指定医療機関、精神保健法指定医療機関（通院医療）、小児慢性特定疾患治療研究事業指定病院、肝炎専門医療機関、指定自立支援医療機関（口腔）（整形外科）、DPC/PDPS算定機関、公害医療機関、再生医療等提供機関、医療型短期入所実施医療機関、日本医療機能評価機構認定病院、特定行為研修を行う指定研修機関、在宅療養支援病院

(9) 診療日等：診療日 月曜日から土曜日まで ※土曜日は午前診のみ

診療時間 午前9時から午後5時まで

受付時間 午前診 午前8時から午前11時30分まで

午後診 午後1時から午後3時まで

休診日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日12月30日から翌年の1月3日までの日

(10) その他：訪問診療・訪問看護・訪問リハビリ・訪問栄養・訪問薬剤管理・訪問歯科実施、レストラン・売店・院内保育所・居宅介護支援事業所併設

※市民病院では、ニュークックチル方式で食事を提供しており、厨房等はありません。

※今後、一般社団法人泉州南メディカルネットワーク（地域医療連携推進法人）に参加予定です。

4 これまでの実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外来患者数（人）	95,525	85,700	95,543	97,004	105,514
入院患者数 （退院患者数含む）（人）	52,547	51,361	53,062	52,368	58,510
病床利用率（％）	77.6	76.1	78.6	77.6	86.4
平均在院日数（日）	14.5	13.2	12.4	13.1	13.4
患者紹介率（％）	38.2	44.9	40.4	39.8	42.7
患者逆紹介率（％）	31.7	35.1	36.0	36.0	35.7

5 指定期間

令和8年4月1日から令和28年3月31日までの20年間とします。

6 指定管理者が行う管理の基準

（1）関係法令等の遵守

- ① 医療法（昭和23年法律第205号）
- ② 薬事法（昭和35年法律第145号）
- ③ 健康保険法（大正11年法律第70号）
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ⑤ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- ⑥ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑦ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑧ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ⑨ 阪南市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年阪南町条例第73号）
- ⑩ 阪南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年阪南市条例第21号）
- ⑪ 阪南市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年阪南市条例第28号）
- ⑫ その他、市民病院を管理運営するための業務に関連するすべての法令等

（2）許認可の取得

指定管理者は、市民病院の管理運営の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。

（3）環境への配慮

指定管理業務の遂行に当たって地球温暖化防止等、環境に配慮することとします。

（4）バリアフリー・ユニバーサルデザイン

全ての来院者にとって利用しやすく、安全安心な施設となるよう配慮することとします。特に、バリアフリー対応も含めた障がい者へ合理的配慮をするとともに、外国人患者への配慮にも努めてください。

(5) 帳簿の記載

指定管理者は、市民病院の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類について、次年度の4月1日から起算して10年間保存するものとします。また、これらの書類について市が閲覧を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとします。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が業務の実施に伴い作成し、又は受領する文書等は、指定管理者が別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存することとします。また、指定期間が終了した後に、又は指定の取り消しを受けた場合はその後に、市の指示に従って引き渡すものとします。

(7) 守秘義務

指定管理者は業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないこととします。指定期間が終了した後、又は指定の取り消しを受けた後も同様とします。

(8) 個人情報保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び阪南市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、市が定めた「個人情報の取り扱いに関する特記事項」に基づいて、個人情報を適正に取り扱ってください。

(9) 情報公開

指定管理者は、阪南市情報公開・個人情報保護審査会条例の趣旨に則り、市民病院の管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(10) 次年度の事業計画書等の提出

指定管理者は、市が指定する期日までに、次年度の事業計画、人員配置計画及び収支計画を策定して市に提出し、協議を行うものとします。

(11) 月次報告書の作成及び報告

指定管理者は、自らの管理業務の記録として日々作成する日報に基づき、毎月、月次報告書を作成し、市へ報告するものとします。

(12) 実績報告書等の提出

指定管理者は、毎年度6月末までに、基本協定書に基づき業務全般に係る実績報告書及び財務書類に必要な資料を添付して提出するものとします。

7 指定管理者が行う業務

申請にあたっては、下記業務を基本としますが、市民の利便性向上に資する範囲において、業務区分ごとに具体的な仕様を検討し、提案してください。

(1) 業務の内容

① 診療日時等

「3 現在の市民病院の概要（9）診療日時等」を基本とすることとします。

ただし、市民の利便性向上に資する範囲において、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承諾を得て変更できます。

② 診療等に関する業務

市民病院が提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付会計等すべての業務）を行うこととします。

ア 基本的な医療機能

(ア) 基本的な医療機能

- ・急性期医療を提供する。
- ・回復期リハビリテーション医療を提供する。
- ・歯科口腔医療を提供する。
- ・地域住民ニーズや他の地域医療機関との連携を基本に、役割分担を踏まえた良質で特色ある医療を実施する。

(イ) 診療科

- ・「3 現在の市民病院の概要（7）診療科目」を基本としつつ、地域の実情に応じた効率的・効果的な診療体制・診療内容とする。

(ロ) 外来診療体制

- ・各診療科の診療体制については、患者が受診しやすいよう配慮する。
- ・必要に応じて、市民の医療需要に対応した認知症等の専門外来診療等の実施に努める。
- ・地域の診療所と患者の紹介・逆紹介等の連携を強化する。

(ハ) 入院診療体制

- ・地域のニーズを的確に踏まえ、医療機能ごとに必要となる病床を稼働し、適切な看護職員の人員配置基準のもと病棟運営を行う。

(ニ) 看護

- ・患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行う。
- ・看護基準・手順を定め、適切に運営する。
- ・体系的な継続教育を行う。

(ヒ) 検査・手術等

- ・診療に必要な検査、手術、処置・治療、調剤・投薬、食事提供、相談支援等について、適切に運営する。

(ホ) 事務管理

- ・病院運営・管理に必要な総務、医療事務、施設維持管理、用度・購買、人事労務管理、経営管理・企画、財務経理等について、適切に運営する。

(ク) 医療従事者の確保、育成等

- ・診療に支障が生じないよう常勤の医師、看護師等の医療従事者を、年間を通じて安定的かつ適切に配置する。
- ・医療従事者等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備する。
- ・医師については、協力型臨床研修病院として人材育成を行う。また、基幹型臨床研修病院をめざし、看護実習についても積極的に受け入れる体制を整備する。
- ・看護師特定行為研修受講者の増加及び修了者の育成に努める。

(ケ) 地域医療機関等との連携・支援

- ・泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会、泉南薬剤師会や、地域医療機関との連携・支援に努める。
- ・介護・福祉サービス提供事業所と適切かつ積極的な連携を図る。
- ・地域の医療従事者を対象とした研修会等を実施し、地域医療の質の向上に努める。
- ・患者や市民への地域医療に対する啓発活動、情報提供活動等、地域医療の質を向上させる取組みを推進する。

(コ) 患者及び来院者へのサービス提供

- ・患者及び来院者の利便性等の向上に資する種々のサービスを行う。
- ・必要に応じて、待ち時間の改善、来院手段の確保等に努める。

(ク) 入院患者等の引き継ぎ

- ・在院している入院患者及び継続して通院している外来患者を原則として引き継ぐ。
- ・特別の事情があつて引き継ぐことが困難な場合は、対応できる医療機関に確実に引き継ぐ。

(ク) その他の業務

- ・開設者が市であることの趣旨を理解し、市の行政運営に積極的に協力する。
- ・市が実施する保健予防・福祉との連携、災害時の対応等について、受託依頼があつた場合は、これに応じるなど、原則現状の受託業務は引き続き取り組む。なお、受託に係る諸条件の詳細については協議するものとする。

イ 政策的医療

(ア) 救急医療

- ・救急患者の受け入れ体制の充実及び特に今後増加する高齢者の救急医療への対応を強化し、安定した二次救急医療体制（泉州圏域病院群輪番制参加）を維持・充実させる。

(イ) 小児医療

- ・小児の入院診療機能及び地域医療の核となる小児救急医療体制（泉州圏域小児救急医療輪番制参加）を維持・充実させる。

(ロ) 災害時医療

- ・大規模災害発生時の災害医療への対応を強化し、市の地域防災計画における災害医療センターとしての役割を果たす。

(ハ) 新興感染症医療

- ・新興感染症の拡大時における医療への対応を強化し、重点医療機関として中等症患者及び重症患者の受け入れ病院としての役割を果たす。

ウ 留意事項等

(ア) 第三者評価の受審

- ・日本医療機能評価機構等による第三者評価を受審し、医療の質の向上に努める。

(イ) 医療における安全管理

- ・医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11の規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供する。また、「医療施設における院内感染の防止について」（平成17年2月1日医政指発第0201004号厚生労働省医政局指導課長通知）に基づき感染防止策を徹底する。

(ロ) 医療倫理に基づく医療の提供

- ・患者や患者家族に対し十分な説明を行い、同意のもとに医療を提供し、患者の権利を遵守する患者中心の医療を提供する。また、患者の求めに応じて診療録の開示を適切に行うとともに、倫理委員会を設置し、適切な医療提供に関する管理体制を整える。

(ハ) 適切な広報・広聴

- ・病院ホームページの開設、広報紙の発行等により、医療サービスの提供状況や経営状況等について適切な内容・方法により広報し、病院運営の透明性確保に努める。また、意見箱の常設や年1回以上の利用者へのアンケートの実施等により、幅広く患者等の意見を聴き、運営に反映する。

(ニ) 医療データベースの構築と情報提供

- ・市民病院の電子カルテにより蓄積された医療情報を引き続き活用するとともに、泉州南部診療情報ネットワーク（なすびんネット）の運用を継続する。

(ホ) 災害時の対応

- ・「阪南市地域防災計画」等の市の計画に基づき、災害医療センターとしての役割を果たす。また、災害発生時等に備え、災害マニュアルを策定する。

(ヘ) 新興感染症等発生時の対応

- ・新興感染症等の発生時においては、適切に受入を構築する体制を整え、有事においても重要な機能を持つ医療拠点として活動する。また、感染管理認定看護師を常時配置するよう努める。

(コ) 再委託について

- ・指定管理者は「7 指定管理者が行う業務」の実施に当たり、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を指定管理者以外の者に委託し、又は請け負わせることができる。この場合に生じた費用の負担、第三者への損害賠償に対しては、指定管理者が責任を負うものとする。なお、業務の全部を指定管理者以外の者に委託し、又は請け負わせることはできない。

③ 施設等・物品の管理に関する業務

ア 施設等の維持管理業務

市民病院の土地・建物、設備及び附帯整備（以下「施設等」という。）について、適切に維持管理を行い、必要な経費は指定管理者の負担とします。

施設等に関する各種の維持管理業務については、防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制を整備するとともに、現行の仕様水準を維持するよう努めることとします。なお、管理にあたっては、法令等に定める有資格者を配置することとします。

イ 施設等の保守・修繕

施設等の保守、修繕は、必要に応じて指定管理者が行うこととし、必要な経費は指定管理者の負担とします。

ウ 施設等の改良工事等

施設等の改良工事（施設等の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）及び更新等は、市と指定管理者が協議の上、市の承認を得たものについて行うこととし、費用負担については、市と指定管理者が協議することとします。

エ 物品の貸与・修繕・更新等

市が保有する物品（医療機器、什器備品等）は、指定管理者に貸与し、指定管理者は指定管理期間中、常に良好な状態に保つものとします。

物品の修繕、更新及び新規購入は、原則、指定管理者が実施するものとし、必要な経費についても原則、指定管理者の負担とします。

※上記イ～エに関する主な概算費用は、現地見学会でご質問があれば対応いたします。

④ 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供

患者及びその他の来院者の利便性向上のため、売店その他施設、設備を設置、運営することとします。

⑤ 前各号にかかげるもののほか、市又は指定管理者が必要と認める業務

市民病院において必要と認められる業務について、市と協議の上、実施するものとします。

8 医療事故等への対応

医療事故等が発生した場合、指定管理者は適切な措置をとるとともに、速やかに市に報告するものとします。事故等に関する対応は、指定管理者が責任を持って行うこととします。また、指定管理者は、医療事故等賠償責任保険等に加入するなど、万全な体制を整えるものとします。

9 市と指定管理者との責任・リスクの分担

市と指定管理者との責任・リスク分担は次表のとおりとします。なお、詳細については、市と指定管理者との間で締結する協定書の中で定めます。ただし、下記に定める事項で疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、責任・リスク分担を決定します。

項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者
包括的管理責任		○	
協定が締結できない、又は締結後に破棄せざるを得ない事情が生じた場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		○
管理運営費の上昇	市側の要因による運営費用の増大	○	
	指定管理者側の要因による管理運営費用の増大		○
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
診療報酬の改定	収入の減少・支出の増加		○
法令等の変更	施設等の設置基準の変更により、施設等の新設又は建物の改築を要するものなどの管理、運営に影響を及ぼす法令変更	両者の協議	
利用者及び住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情、要望等		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏えいや犯罪発生等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設等・物品の管理	施設等の維持管理（保守点検・修繕含む。）		○
	施設等の改良工事等（大規模改修（経年劣化によるもの））	両者の協議	
	物品の修繕・更新等		○
	指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに帰すべき事由による施設等、物品の損傷		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	上記以外による施設等、物品の損傷	両者の協議	
	医療事故等		○
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○
	市側の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
保険加入	上記以外の場合	両者の協議	
	建物総合損害共済	○	
	病院賠償責任保険		○
	自動車損害共済		○
	上記以外	両者の協議	

事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
管理運営業務の中止、中断等	市の責めに帰すべき事由による中止、中断等	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による中止、中断等		○
	上記以外のもの	両者の協議	
不可抗力	自然災害（地震、台風など）、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

10 指定管理業務に関する経費

(1) 収入

① 利用料金

利用料金制を導入しますので、地方自治法第244条の2第8項及び条例第14条に規定する利用料金は指定管理者の収入となります。

② 政策的医療等交付金

市は、救急医療、小児医療、災害時医療、新興感染症医療を政策的医療として位置付け、これらを実施するための費用として政策的医療等交付金（病床数等に基づき交付される地方交付税等）を予算の範囲内で支払います。

※参考：政策的医療等交付金の実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
政策的医療等交付金 (千円)	218,899	217,493	219,943	219,797	221,091

③ 手数料徴収委託料

指定管理者は証明書等の交付に係る手数料を市に代わって徴収し、市に納入することとします。なお、手数料徴収委託料は、納入された手数料収入に相当する額とします。

(2) 管理経費

指定管理者は、「10 指定管理業務に係る経費（1）収入」の収入をもって管理経費を賄うものとします。損失は、指定管理者の責任によるものとし、市は損失の補填を行いません。

(3) 指定管理者負担金

指定管理者は、次の各号の金額を指定管理者負担金として、市に支払うこととします。

- ① 令和7年度以前に市が取得した市民病院の資産のうち、病院事業債で取得したものについては毎事業年度の元利償還金相当額の2分の1を、病院事業債で取得したものの以外については毎事業年度の減価償却費相当額の2分の1。

※参考：指定管理者負担金の実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定管理者負担金 (千円)	89,410	87,064	85,981	81,100	64,875

- ② 指定管理者としての経費及び収入は、指定管理業務専用の口座で管理してください。
また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分し整理してください。

11 事業実施状況のモニタリング等

(1) 市によるモニタリングの実施

市は、施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、指定管理者から提出される月次業務報告書、実績報告書、患者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により、業務の実施状況をモニタリングします。

なお、アンケート（施設の窓口に常時アンケート用紙を備え、利用者に記入していただくなど、簡便な方法で随時実施する。）により患者満足度調査を行っていただきます。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について記録し、市へ報告していただきます。

(2) 市の監査委員等による監査

市の監査委員等が市民病院の管理業務又は経理の状況を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

12 申請に係る基本的な事項

- (1) 件名 阪南市民病院指定管理業務
- (2) 発注者 阪南市
- (3) 指定管理期間 令和8年4月1日～令和28年3月31日
- (4) 実施方法 公募型プロポーザル
- (5) 指定方法 阪南市病院事業の設置等に関する条例（昭和47年条例第73号）の定めるところにより指定します。
- (6) 募集要項の配布場所 阪南市健康福祉部健康増進課及び本市ウェブサイト
〔阪南市ウェブサイト〕 <https://www.city.hannan.lg.jp/>

13 申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に施設を管理し、指定管理者募集の目的（1）を達成することのできる法人であって、かつ、市民病院と同等規模以上の病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。）を良好に経営していることとします。

(1) 次の①から⑦までのいずれかに該当する法人であることとします。

- ① 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者（都道府県、市町村を除く。）
- ② 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの
- ③ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- ④ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- ⑤ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの

- ⑥民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人のうち、病院の運営を目的とするもの
- ⑦医療法第39条第2項に規定する医療法人のうち、病院を開設しているもの

(2) 次の①から⑧に掲げる条件を全て満たすものとし、なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格業者としては扱わないこととします。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとします。

- ①市民病院の運営を円滑かつ安定して実施できるもの
- ②法律行為を行う能力を有するもの
- ③破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないもの
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により一般競争入札等への参加を制限されていないもの
- ⑤阪南市民病院事業の設置等に関する条例第13条第1項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがないもの
- ⑥国税及び地方税を完納しているもの
- ⑦代表者又は代表者に準ずる地位にある者が本市の市議会議員、市長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員又は委員でないもの
- ⑧代表者又は代表者に準ずる地位にある者が日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことがないもの

14 実施日程

項目	日程等	備考
公募開始 (募集要項等配布)	令和6年10月9日(水)	
現地説明会参加申込期間	令和6年10月10日(木)～10月17日(木)	平日午前9時～午後5時
現地説明会	令和6年10月20日(日) 午前10時30分から2時間程度	場所：阪南市民病院
質疑書の提出期間	令和6年10月21日(月)～10月25日(金)	午前9時～午後5時
質疑に関する回答	令和6年10月31日(木)	市ウェブサイトで公表
申請書類の受付期間	令和6年11月1日(金)～11月22日(金)	平日午前9時～午後5時 持参または郵送
提案書等審査 (プレゼンテーション)	令和6年12月24日(火) 午後から(予定)	
審査結果の通知・公表	令和7年1月上旬(予定)	

仮協定書契約締結	令和7年2月中旬（予定）	
指定管理者の指定	令和7年3月議会	
本協定書締結	令和7年3月議会議決後	

※参加申込書等の公募に関する資料・様式などは、本市ウェブサイトからダウンロードすること。〔阪南市ウェブサイト〕 <https://www.city.hannan.lg.jp/>

15 現地説明会

- (1) 開催日時 令和6年10月20日（日）午前10時30分から2時間程度
- (2) 開催場所 阪南市民病院（阪南市下出17）
- (3) 説明内容 施設見学等
- (4) 参加人数 1団体につき3名以内
- (5) 参加申込 現地見学会参加申込書（別紙1）を提出すること。
FAX又はメール送信による提出の場合は送信後に電話連絡を行うこと。
（土日祝日除く・午前9時から午後5時まで）
- (6) 申込期間 令和6年10月10日（木）～10月17日（木）平日午前9時～午後5時
- (7) 提出先 阪南市健康福祉部健康増進課
〒599-0203 大阪府阪南市黒田 263-1
電話：072-472-2800 / FAX：072-471-9868
メールアドレス：kenkou-z@city.hannan.lg.jp

16 質疑及び回答

- (1) 提出方法
業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書（別紙2）を提出してください。
FAX又はメール送信による提出の場合は、送信後に電話連絡（午前9時から午後5時まで）をしてください。回答は、阪南市ウェブサイトへ掲載しますが、質問のあった事業者名は公表しません。
なお、質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。
〔阪南市ウェブサイト〕 <https://www.city.hannan.lg.jp/>
- (2) 提出期間 令和6年10月21日（月）～10月25日（金）午前9時～午後5時
- (3) 提出先 阪南市健康福祉部健康増進課
〒599-0203 大阪府阪南市黒田 263-1
電話：072-472-2800 / FAX：072-471-9868
メールアドレス：kenkou-z@city.hannan.lg.jp
- (4) 回答日 令和6年10月31日（木）

17 申請書類の受付

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

① (様式1) 指定申請書

② (様式2) 業務実績表

※業務の受託又は事業者指定実績がある場合は、当該事業の委託契約書(写し)又は当該指定書(写し)を添付のこと。

③ (様式3) 応募法人の概要書

※以下の資料を添付のこと。

ア 法人の登記事項証明書(直近3ヶ月以内)

イ 法人の定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

ウ 役員名簿及び法人組織表(令和6年4月1日現在:従業員数を記載のこと)

エ 法人概要および実施事業概要がわかる資料(法人パンフレット等)

④ (様式4) 指定管理業務に関する職員配置予定人員に対する組織体系図(任意様式)

⑤ (様式5) 使用印鑑届

⑥ (様式6) 委任状(支店等に委任する場合のみ)

⑦ (様式7) 誓約書(阪南市暴力団排除条例関係)

⑧ (様式8) 誓約書(入札参加停止措置関係)

⑨ 過去3年度分(令和3年度~5年度)の納税証明書(各証明発行は直近3ヶ月以内)

ア 国税(税務署発行)(法人税及び消費税(未納のない証明「その3の3」))

イ 都道府県税(本社所在地の都道府県税事務所発行)(法人事業税)

ウ 阪南市民税

※商業登記簿記載の本店の所在地が阪南市内にある者のみ

a. 法人市民税・固定資産税・軽自動車税(阪南市役所税務課発行の未納のない証明)

b. 代表者の市(府)民税・固定資産税・軽自動車税(代表者の市区町村発行)

エ 消費税及び地方消費税

⑩ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表および財産目録またはこれらに準ずる書類

⑪ 提案書等

・(様式9) 阪南市民病院指定管理者事業計画書

「7 指定管理者が行う業務」の範囲等を踏まえ、指定管理期間を通じた事業計画を示してください。

・(様式10) 長期収支計画表

・(様式11) 人員体制表

(2) (様式9) 阪南市民病院指定管理者事業計画書作成上の留意点

- ① 簡易なA4ファイルで提出すること。
- ② 任意様式については、原則として日本工業規格A4版とすること。
- ③ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ④ 表紙、目次を除き、両面印刷15枚(30ページ)以内とすること。
- ⑤ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ⑥ 印刷の色は、任意とする。
- ⑦ 下段余白中央にページ番号を付すこと。
- ⑧ 使用言語は日本語とし、一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- ⑨ 正本の表紙には、法人名を記載すること。

(3) 提出書類の扱い

- ① 応募に関して必要となる費用は申請者の負担とします。また、提出書類については返却しません。
- ② 申請書の提出をもって、本要項の記載事項を応募者が承諾したものとみなします。
- ③ 提出期限経過後は、提出書類の内容変更及び書類の追加はできません。
- ④ 提出書類の著作権は、作成者(法人)に帰属します。ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、作成者の承諾を得ずにその内容を無償で使用できるものとします。また、本プロポーザルにより決定した指定管理候補者の提出書類は、市と指定管理候補者の共通の書類として、その必要の範囲内において無償で使用できるものとします。

(4) 提出期間

令和6年11月1日(金)～11月22日(金)

ただし、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

(5) 提出部数

- ① 提案書等(様式9～様式11)
 - ア 正本 2部
 - イ 副本 5部(参加者名を特定できる記載をしないこと)
 - ウ CD-ROM等の電子媒体(提案書等(正本及び副本)をPDFに変換したもの) 1枚
- ② 上記以外の提出書類については各1部

(6) 提出方法

持参または郵送。ただし、郵送の場合は、提出期間最終日の午後5時必着とします。

(7) 提出先

〒599-0203 大阪府阪南市黒田263-1
阪南市健康福祉部健康増進課宛

18 審査・選定及び候補者決定

(1) 選定の方法

指定管理候補者の選定にあたっては、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めるため、外部の有識者等で構成する「阪南市民病院指定管理者選定評価委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類の審査及びヒアリングを実施の上、総合的に審査を行います。

(2) 指定管理者の選定

○書類審査（財務状況）

審査項目	審査の視点
資金調達計画、長期収支計画等 【配点：40点】	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達方法の適切性 ・長期収支計画の適切性 ・事業計画の履行能力

○プレゼンテーション等審査（医療機能・運営等）

審査項目	審査の視点
施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 【配点：10点】	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の遂行能力、適格性
医療計画 【配点：15点】	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の遂行能力、適格性
政策的医療等 【配点：55点】	<ul style="list-style-type: none"> ・公募条件における医療機能との整合性等
医療機関等との連携 【配点：25点】	<ul style="list-style-type: none"> ・公募条件における医療機能との整合性等
安全で信頼性の高い病院運営 【配点：15点】	<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制の適切性
利用者の満足度向上 【配点：20点】	<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制の適切性
人材の確保・育成 【配点：20点】	<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制の適切性
指定管理業務に関する費用 【配点：10点】	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務に関する費用に対する考え方の適切性
収入の増加等に向けた創意工夫 【配点：5点】	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の増加等に向けた創意工夫の適切性
新規提案 【配点：5点】	<ul style="list-style-type: none"> ・新規提案の有益性、実行可能性

※【配点計：220点】

(3) 提案書等審査（プレゼンテーション）

提出された提案書等に基づき、プレゼンテーションを行っていただきます。

なお、プレゼンテーションは非公開とします。

① 実施日時及び場所

令和6年12月24日（火）午後から（予定）

詳細な開始時間、場所については、各参加者に個別通知します。なお、プレゼンテーションの実施順は、提出書類の提出順とします。

② 所要時間

準備	5分以内
プレゼンテーション	45分以内
質疑・応答	45分程度

③ 内容

提案書等の説明とすること。

④ 出席者

5人以内とすること。

⑤ その他

ア プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書等のみとする。

イ 法人名、参加者名が特定できるプレゼンテーションを行わない。

ウ パソコン使用の場合は参加者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意します（事前の連絡が必要）。

(4) 指定管理者候補者の選定

① 審査の手順

ア 上記、指定管理者評価項目に基づき、選定委員会において選考します。

評価項目における合計得点が基準（6割以上）に達した者で、最高得点者から第1位及び第2位となる参加者を指定管理者候補者として選定します。

なお、最高得点者が2者以上になった場合は、選定委員会で協議の上、選定委員会の委員長が決定することとします。

イ 第1位の者とは、協定内容等について協議を行います。

なお、第1位の者との協議の結果、合意に至らなかった場合等は、第2位の者と交渉を行うこととします。

ウ 評価項目の合計得点が基準（6割以上）に達する参加者がいない場合は、候補者の選定を行いません。

② 審査（選定）結果

審査（選定）結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に文書により通知します。また、令和7年1月上旬までに、本市ウェブサイトで本プロポーザルに参加した者のうち契約候補者第1位及び第2位の者については得点を含めて公表します。

なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けません。

19 指定管理者の指定及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、阪南市議会の議決を経て決定されます。選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に提出し、議決されれば市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定書の締結（仮協定・基本協定及び年度協定）

市は、選定委員会の選定結果を基に決定した指定管理候補者との協議成立後に、仮協定書を締結します。

また、阪南市議会において指定管理者指定がなされた後に、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議のうえ、基本協定書及び年度協定書を締結します。

また、議会で否決されたことで、本協定書の締結ができなかった場合には、本市は損害賠償責任を含め一切の責任を負いません。

なお、原則として指定管理者候補者の提案書等の記載内容を契約時の仕様としますが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがあります。

20 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) 提案書等は、1参加者につき1案とします。
- (4) 提出期限後の提出書類の修正又は変更は、原則として認めません
- (5) 本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しません。
- (6) 提出書類は、指定管理者候補者の選定のために使用しますが、情報公開請求があった場合、阪南市情報公開条例（平成12年阪南市条例第26号）に基づく公開の対象となります。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ① 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に不足または虚偽の記載があった場合
 - ④ 提案書等の審査（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
 - ⑤ 審査（選定）の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥ ①～⑤に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (9) 参加申込後に辞退する場合は、審査実施日時までに辞退届（任意様式・別紙3参照）を提出してください。

21 指定の議決後に業務の実施が困難になった場合における措置

指定管理者の指定の議決から指定管理開始までの間に、「13 申請資格（2）」に記載の失格要件に該当することが判明した場合や、資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき等、指定管理者となるのが不可能又は著しく不適當と認められる事情が生じた場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。この場合は、指定管理者の損害に対して、市は一切の責任を負いません。また、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

22 指定期間終了前の指定の取り消し

（1）市による指定の取消し等

市は、阪南市病院事業の設置等に関する条例第13条の規定により、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。この場合、指定管理者の損害に対しては、市は一切その責任を負わないものとします。また、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

（2）不可抗力による指定の取消し等

市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、市は指定管理者の指定の取消し又は業務の一部の停止を命じることができるものとします。

（3）指定管理期間終了前の指定取消し時の措置

指定管理者は、指定期間終了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、市又は市が指定する者に対し、円滑かつ支障なく市民病院の業務を遂行できるよう、引継ぎ等の必要な対応を行うものとします。引継ぎに要する費用は指定管理者の負担とします。

23 事務・事業の引継ぎ

指定管理候補者は、令和8年4月の業務開始に向けて、仮協定書締結以降、随時、協議や事務引継ぎを行ってください。その経費については指定管理候補者の負担とします。

なお、指定期間の終了若しくは指定の取り消しにより、次期指定管理者に引継ぐ場合は、円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるように引継ぎを行っていただきます。

24 担当部署・問合せ先

阪南市役所 健康福祉部 健康増進課

〒599-0203 大阪府阪南市黒田 263-1

電話：072-472-2800（直通） / F A X：072-471-9868

メールアドレス：kenkou-z@city.hannan.lg.jp

〈参考資料〉

- (1) 阪南市病院事業の設置等に関する条例
- (2) 阪南市病院事業の設置等に関する条例施行規則
- (3) 阪南市民病院の管理運営に関する基本協定書（抜粋）
- (4) 阪南市民病院経営強化プラン（確定版）
※本プランの一部数値は、「4 これまでの実績」と算定基準が異なるため相違があります。
- (5) 阪南市地域防災計画
(https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/kiki/bousai_jouhou/keikaku/8539.html)
- (6) 市民及び患者アンケートの結果について
- (7) 阪南市民病院指定管理者募集に関する意向調査実施結果概要について